

地域住民の方々へお知らせ

平成 30 年度は医療、介護保険の同時法改正が施行されます。

平成 12 年 4 月に介護保険制度、介護保険法施行し早いもので 17 年が経過しました。その間 4 回の法改正がありました。

- 今、厚生労働省では団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現に向けて、介護保険をとりまく状況を整備しています。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで 75 歳以上人口が急増する大都市部、75 歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が起きています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

このことを仁厚会病院外来ホールにおきまして、最新情報をお伝えしたいと思います。ご参加はご自由です。多数の方々がお聴きいただきたいと思います。心よりお待ち申し上げます。

6 月より、外来部門におきまして健康相談、介護相談の窓口を開設致します。
「介護につかれた」「介護の良い方法はないだろうか」ご家族が困っている。
ご自身の健康について「悩んでいる」等がございましたら、是非ご相談下さい。
良い糸口を共に考えていきましょう。

平成 29 年 5 月 23 日
看護部長 直井 ひろみ